

諮詢実施機関：熊本県知事

諮詢日：令和6年（2024年）7月19日（諮詢第236号）

答申日：令和8年（2026年）1月16日（答申第198号）

事案名：内的要因や外的環境等の文言に関する文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申

第1 審議会の結論

熊本県知事（以下「実施機関」という。）が、令和6年（2024年）5月28日付け熊本県指令水俣審第4号により行った不存在による不開示決定は、妥当である。

第2 諒問等に至る経過

1 令和6年（2024年）4月16日、審査請求人は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、以下の内容の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

令和5年（2023年）10月31日付け熊本県情報公開・個人情報保護審議会答申第179号（以下「答申第179号」という。）において、実施機関は、回答書は、「神経診断を学ぶ人のために」及び「精神疾患の診断・統計マニュアル」（以下「本件医学書」という。）に『作為性』との記載があるという趣旨で書いたものではない。神経内科の検査では、本人の応答に依拠せざるを得ず、本人の内的要因や外的環境の影響を受けやすいということについては、本件医学書にも記載があるという趣旨を説明しているものである。とした。

- ① 「内的要因や外的環境」との文言が、「本件医学書にも記載がある」とのことならば、内的要因等は当該医学書にどのような内容で記載されていたのか。この内容（「内的要因」及び「外的環境」の実例も含む。）がわかる文書。（以下「本件開示請求1」という。）
- ② 「本件医学書に『作為性』との記載があるという趣旨で書いたものではない。」とのことならば、「作為性」との文言はどのような医学書に記載されていたのか。この文言が分かる文書。（以下「本件開示請求2」という。）
- ③ また、実施機関は「被検者の応答が感覚障害の検査結果に与える影響については、医学的なコンセンサスを得ている内容のため」とした。「医学的なコンセンサスを得ている内容」とされる、「被検者の応答が感覚障害の検査結果に与える影響」とのことは、どのような医学書（=専門書等）に記載されていたのか。この影響が分かる文書。（以下「本件開示請求3」と

いう。)

- ④ 実際に③の影響があった場合には、検診医はどのような判断をするのか。
この判断が分かる文書。(以下「本件開示請求4」という。)

- 2 令和6年（2024年）5月28日、実施機関は、保有する行政文書について対象文書の有無を確認し、本件開示請求1から4までに関する行政文書について、作成又は取得していないという理由から、不存在による不開示決定（以下「本件不開示決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- 3 令和6年（2024年）7月1日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して本件不開示決定を不服とする審査請求を行った。
- 4 令和6年（2024年）7月19日、実施機関は、この審査請求に対する裁決を行うに当たり、条例第19条第1項の規定に基づき、熊本県情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件不開示決定を取り消す、との裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の審査請求の理由は、審査請求書等によると、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件開示請求1について、答申第179号において、実施機関は「内的要因」及び「外的環境」に関して、本件医学書にも記載があると断言しているのだから、本件医学書には内的要因等が記載されているはずである。
- (2) 本件開示請求2について、「作為性」は本件医学書以外のものに記載されているはずである。そうでなければ、熊本県知事が、水俣病関係訴訟の上告受理申立てに当たって最高裁判所に提出した「上告受理申立て理由書」中に「作為性」との不適切な表現を記載することはできないはずである。
- (3) 本件開示請求3について、答申第179号において、「被検者の応答が感覚障害の検査結果に与える影響」は、「医学的なコンセンサスを得ている内容」と断言しているのだから、本件医学書には記載されているはずである。
- (4) 本件開示請求4について、実施機関は「実際に被検者の応答が感覚障害の検査結果に影響を与えるかどうかについては、検診医の判断によることとなる」、「検診を担当する脳神経内科の専門医が検査結果を検診録に記載する」としているため、対象文書④は存在しているはずである。
- (5) 答申第179号について、「本件医学書に『作為性』との記載がない」とのこ

となれば、審議会は、「作為性」との文言が記載された医学書を明らかにすることを求めるべきであった。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関の説明の内容は、弁明書によると、おおむね次のとおりである。

本件開示請求1から4までに関する行政文書については、いずれも存在しないため、本件不開示決定を行った。

第5 審議会の判断

当審議会は、審査請求人の主張内容及び実施機関の説明内容に基づき、本件不開示決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

1 本件不開示決定の妥当性について

(1) 本件開示請求1について

ア 実施機関に対し、本件医学書に「内的要因」及び「外的環境」との文言の記載はないのか説明を求めたところ、次のとおりであった。

実施機関では、本件医学書の一部を水俣病関係訴訟における医学的主張の証拠として裁判所に提出しており、当該書証を確認したが、「内的要因」及び「外的環境」の文言の記載はなかった。

イ 当審議会においても、当該書証の内容を確認したが、これらの文言の記載は見受けられなかった。

ウ そこで、実施機関に対し、これらの文言を用いた趣旨について説明を求めたところ、次のとおりであった。

これらの文言については、感覚検査において影響を与える要因として例示したものであり、感覚検査は被検者の応答に依拠せざるを得ないことから、答申第179号に係る審議会の説明聴取において、感覚障害の原因の判断が困難であることを説明する中で用いた。なお、「内的要因」の例としては、被検者の緊張や不安、疲労などが考えられ、「外的環境」の例としては、検査時の周囲の温度や音などが考えられる。

エ 「内的要因」及び「外的環境」の文言が本件医学書に基づくものではなく上記説明聴取の場で用いられた文言であるならば、これらの文言の記載が当該書証にないことを現認している以上、行政文書を保有していないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点はない。

(2) 本件開示請求2について

ア 当審議会において、実施機関に対し、「上告受理申立て理由書」に用いられた「作為性」との文言又はその文言に関して言及した記載が本件医学書にな

いのか確認したところ、記載はないとのことであった。同様に、本件医学書以外の裁判所に提出した別の医学書についても、「作為性」との文言又はその文言に関して言及した記載がないのか確認したが、記載はないとのことであった。

イ そこで、「作為性」という文言を用いた理由等について実施機関に説明を求めたところ、次のとおりであった。

「作為性」との文言は、医学書から引用したものではなく、感覚検査が一般的には本人の回答に依拠せざるを得ないものであり、実際に自分が感じたこととは異なる回答をしてしまうことが想定しうることを裁判所に分かりやすく説明するために用いたと推察される。よって、医学書における「作為性」との文言又はその文言に関して言及した記載の有無とは直接関係はない。

ウ 以上のことからすると、「上告受理申立て理由書」における「作為性」との文言の記載は医学書からの引用ではないため、本件医学書に記載がないとする実施機関の説明は首肯しうる。

(3) 本件開示請求3について

ア 当審議会において、実施機関に対し、「被検者の応答が感覚障害の検査結果に与える影響」は「医学的なコンセンサスを得ている内容」と判断した根拠となる医学書があるのか説明を求めたところ、次のとおりであった。

「ベッドサイドの神経の診かた」という医学書があり、水俣病関係訴訟における医学的主張の証拠として裁判所に提出した際、その控えとして複写物を保有している。

しかし、当該文書は、被検者の応答が感覚障害の検査結果に与える影響について具体的に記載されたものではなく、本件開示請求3の対象文書とはならないため、不存在と判断した。

イ 当審議会でも当該文書を確認したが、「感覚障害」は「客観性の乏しい所見であり、これのみに頼ると失敗する」等の記載はあったが、被検者の応答が感覚障害の検査結果に与える影響が具体的に記載された箇所は見受けられなかつた。

ウ したがって、本件開示請求3について、行政文書を保有していないとする実施機関の主張は首肯しうる。

(4) 本件開示請求4について

ア 当審議会において、実施機関に対し、本件開示請求4について、どのようなものを対象文書と認識し、また当該文書が存在であると判断したのか確認したところ、被検者の応答が感覚障害の検査結果に与える影響があった場合、検診医が行う判断の基準が記載された文書を対象文書としたが、実施機関ではそのような文書を作成していないため、不存在と判断したとのことで

あった。

イ 実施機関において、当該文書を作成した事実が確認できない以上、本件開示請求4について、行政文書を保有していないとする実施機関の主張に特段不合理な点は認められない。

(5) 小括

以上のことから、本件開示請求1から4までに関する行政文書の不存在による不開示決定は、妥当である。

2 結論

以上により、冒頭の「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

第6 経過

以下のとおり。

年 月 日	審 議 の 経 過
令和6年（2024年） 7月 19日	・ 諮問（第236号）
令和7年（2025年） 9月 9日	・ 審議
令和7年（2025年） 10月 14日	・ 実施機関からの説明聴取、審議
令和7年（2025年） 12月 9日	・ 審議

熊本県情報公開・個人情報保護審議会第1部会

部会長 大日方 信春

委 員 伊豆野 和代

委 員 竹本 正盛